

神大寺小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

《いじめ定義》

いじめ防止対策推進法第二条にあるように「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

（学校の風土づくり）

神大寺小学校では中期学校経営方針で重点取組分野として豊かな心を育むために「自己・自他・事象に対して関心をもち、自分にとって（大好きなもの）を探し、気づき、増やせるような感性を育てること」、また、児童理解に努め、子ども一人ひとりに合った指導を行い、「自尊感情」と「規範意識」を育てるこことを目指している。

学校として 横浜市いじめ防止基本方針平成25年12月（平成29年10月改訂）p3より引用

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ・いじめは、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが初生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートを実施するなど、学校組織を挙げて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。
- ・教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- ・学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取り組みを、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ・学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

子どもとして

- ・自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

- ・周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談することなどに努める。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 学校いじめ防止対策委員会の構成

校長	副校長	児童支援専任	養護教諭	学年主任教諭	担任教諭
----	-----	--------	------	--------	------

※必要に応じて心理や福祉等専門家の参加を求める（学校カウンセラー）

② 学校いじめ防止対策委員会の運営

学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 学校いじめ防止対策委員会の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には、次の活動をしていく。

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処のための取組

① いじめの未然防止（すべての教育活動の基盤としての人権教育を推進する。）

○学校・学級の風土づくり

- ・新年度職員研修において、学校経営方針、児童指導方針を全職員で共通理解する。
- ・学校のやくそく（登下校、遊び場所、持ち物など）を常に指導する。
- ・「話す・聞く」のやくそくを学年・学級でも守るように常に指導する。
- ・年間を通じたてわり活動・あいさつ運動・運動会等子どもの主体的取組を実践する。
- ・児童支援専任、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者等は、その専門性を高める教育委員会主催の研修等に積極的に参加する。

○授業改善

- ・校内重点研究を通して、豊かな関わりの中で、共に輝き続ける子どもを目指した授業づくり。
- ・子ども自身が学習や活動の見通しをもてるようにする。
- ・子どもが、前時までの学習を想起できるように学習環境を整える。
- ・計画的な発問や指示、板書をし、子どもにわかりやすい授業展開に努める。

○適切な人間関係の確立

- ・豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取り組みを具体的に位置づける。「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を

はぐくむことを目指す。そのような取組から子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○自己有用感の醸成

- ・高学年における委員会・クラブ活動、学年における実行委員、学級における授業や係・当番活動などのあらゆる教育活動で努力の方向を示し、授業や朝会等においてその成果を積極的に称える。

② いじめの早期発見

- ・いじめは「断固許さない。」という堅い決意のもと、教職員の共通理解、意識の共有を図るために、職員会議、いじめ防止対策委員会等で常に情報の交換をする。
- ・教職員がいじめに係る事案に適切に対応できるよう、いじめ定義理解や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用した、いじめの防止等に関する校内研修を定期的に実施する。
- ・日々、子どもをよく観察し、気になる子ども、言葉や態度については、すぐに指導するとともに、内容によっては、学年に相談し、チームで取り組むようにする。
- ・毎週、学年において、気になる子ども、言葉や態度について報告し、内容によっては、児童指導専任に相談し、チームで取り組むようにする。
- ・毎月、職員会議において、気になる子ども、言葉や態度について報告し、内容によっては、いじめ防止対策委員会を開き、チームで取り組むようにする。
- ・年間4回のいじめアンケートを実施し（学校独自質問用紙2回、全市一斉アンケート1回、及び全市一斉アンケートの記名あり1回）→計4回の実施（年間計画参照）、実態の把握、早期発見に努める。
- ・保護者・地域、見守り隊、キッズクラブなどの学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- ・子ども及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制として、管理職、児童支援専任、養護教諭などの学校職員あるいは学校カウンセラーがいることを周知し、その活用を促すようにする。
- ・PTA組織との連携を図り、SNSの実態、情報モラル教育の推進を行う。

③ いじめに対する措置

- ・いじめが疑われる情報が入った時には一人で対応せず、早急に、学年、児童支援専任、管理職に相談し、チームで対応する。いじめ防止対策委員会をひらき、事案の解決に向けて、方針、目標、手順、役割を決める。
- ・被害者からよく話を聞き、気持ちを受け止めるとともに、できるだけ詳細な事実を把握する。被害者救済を第一とし、子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを知らせてきた子どもがいる場合には、その子どもの安全を確保する。
- ・目撃者からよく話を聞き、被害者の話と照らし合わせ、事実の確認をする。
- ・事案によっては、学校カウンセラーをはじめ、関係機関とともに解決に向けて取り組む。
- ・いじめの事案を把握した際には、学校は、教育委員会に報告、相談をする。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校で適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- ・被害者と加害者の保護者とともに、事案の解決に向けて、子どもの健全育成のためにできることと一緒に考える会をもつ。
- ・全職員で情報を共有し、再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援する。
- ・事案によっては、保護者・地域にも協力を依頼し、再発防止に向けて取り組む。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、子どもや保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料を配

布するなど、必要な啓発活動を実施する。

- ・いじめの問題など学校が抱える課題については、保護者、地域等と連携を図り、地域ぐるみで解決や再発防止に努める。

④ いじめの解消

いじめの解消の要件については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童に寄り添い、安心して学校生活を送れるように見守りを続けていく。

⑤ 教職員等への研修

- ・新年度職員研修において、学校経営方針、児童指導方針を全職員で共通理解する。
- ・教職員がいじめに係る事案に適切に対応できるよう、いじめ定義理解や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用した、いじめの防止等に関する校内研修を定期的に実施する。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

⑦取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、 いじめの定義、児童生徒理解研修	入学式 学級懇談会、学年集会 基本方針説明
5月	学校生活アンケート（全市一斉 記名式）	保護者面談 専門教諭面談
6月	小中交流（小学校授業研究会） YP アセスメント実施① 支援検討会	学・家・地連
7月	児童面談①（アンケート実施） 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	中学校ブロック専任会
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜こども会議	区交流会
9月	学校生活振り返りアンケート	保護者面談 専門教諭面談
10月		中学校地区懇談会
11月	小中交流（6年生中学校見学）	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ実態調査児童アンケート（全市一斉：無記名） いじめ一斉キャンペーンと兼ねる 児童面談②	保護者面談 専門教諭面談
1月	小中交流（中学校授業研究会） YP アセスメント実施② 支援検討会	
2月	年間の振り返り	学校運営協議会 中学校ブロック専任会
3月	新年度への引継ぎ 学校いじめ防止基本方針の見直し	学・家・地連
年間	いじめ防止対策委員会（月1回、隨時） いじめ実態調査アンケート計画 (年4回の児童アンケートの実施)	カウンセラー相談 横浜プログラム実施

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

○重大事態発生の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点において「調査」を実施し、結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

○「学校基本計画」の見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる必要があると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定し改めて公表する。

平成25年4月5日制定

平成29年4月改訂

平成30年1月改訂

令和3年3月改訂

令和4年4月改訂

令和5年4月改訂

令和6年4月改訂